

# 確認じゃ！ 2つの給付金。

## 「平成28年度臨時福祉給付金」と「障害・遺族年金受給者向け給付金」

平成26年4月に実施した消費税率引き上げによる所得の少ない人への影響を緩和します

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者を支援します

### 平成28年度臨時福祉給付金

#### 1人につき3千円

#### 支給対象者

平成28年度の住民税が非課税の人（課税者の被扶養者や生活保護の受給者などを除きます）  
※高齢者向け給付金の支給対象者も受給できます

今年も確認じゃ！



### 障害・遺族年金受給者向け給付金

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

#### 1人につき3万円

#### 支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、障害基礎年金や遺族基礎年金などを受給している人  
※高齢者向け給付金の受給者を除きます

対象となる人はさらに確認じゃ！



対象となると思われる人へ、**8月1日**に申請書などを発送します【申請期限 平成29年2月2日(必着)】

- 両方の支給対象者に該当する人は、2つの給付金を受給できます
- 給付金を受け取るためには、申請が必要です
- 申請先は、平成28年1月1日時点でお住まいの市区町村です

## 支給対象者診断チャート ※一般的なケースを想定

平成28年度の住民税が課税されていますか？  
(住民税が課税されない所得水準の目安は参考1)

いいえ

はい

平成28年度の住民税が課税されている人に扶養されていますか？

いいえ

はい

生活保護を受けていますか？

いいえ

はい

臨時福祉給付金(3千円)の支給対象となる可能性があります

臨時福祉給付金(3千円)の支給対象となる可能性があれば、さらに確認

平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金などの年金(右下の★を参照)を受給していますか？

はい

いいえ

高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)3万円(参考2)を受給しましたか？

いいえ

はい

障害・遺族年金受給者向け給付金(3万円)の支給対象となる可能性があります

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者

障害・遺族年金受給者向け給付金の支給対象者

### 参考1 住民税が課税されない所得水準の目安(鹿児島市のケース)

|                            | 扶養者の数 | 非課税限度額(収入ベース) |
|----------------------------|-------|---------------|
| 給与所得者                      | 0人    | 965,000円      |
|                            | 1人    | 1,469,000円    |
|                            | 2人    | 1,879,999円    |
|                            | 3人    | 2,327,999円    |
| 公的年金等受給者(平成28年1月1日現在65歳以上) | 0人    | 1,515,000円    |
|                            | 1人    | 2,019,000円    |
|                            | 2人    | 2,334,000円    |
|                            | 3人    | 2,649,000円    |
| 公的年金等受給者(平成28年1月1日現在65歳未満) | 0人    | 1,015,000円    |
|                            | 1人    | 1,592,000円    |
|                            | 2人    | 2,012,000円    |
|                            | 3人    | 2,432,000円    |

### 参考2 高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)とは？

- ◇支給額 対象者1人につき3万円
- ◇対象者 平成27年1月1日に本市に住民票があり、27年度(26年分)の住民税の非課税者(課税者の被扶養者や生活保護受給者などを除く)で、28年度中に65歳以上となる人
- ◇対象となると思われる人へ、平成28年4月に市から申請書を送付しています
- ◇申請期限 平成28年8月26日(必着)

コチラも申請し/たか確認じゃ！



#### ★対象となる年金

●障害基礎年金 ●遺族基礎年金 ●昭和61年3月以前に受給権が発生した、国民年金、厚生年金保険(旧農林年金を含む)、船員保険の障害年金(障害等級が1級か2級(船員保険の職務上の障害年金は1~5級)の年金に限る) ●昭和61年3月以前に受給権が発生した、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合・全国市町村職員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金・船員障害年金(障害等級が1級か2級の年金に限る)

問い合わせ先

給付金コールセンター専用ダイヤル  
※8時30分~17時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)  
**099-808-0767** FAX 099-216-1242

市ホームページもご覧ください  
鹿児島市 臨時福祉給付金 検索



## 申請方法 ※原則郵送申請・口座振込



### 申請書が届かないときは・・・

- 次の人へは、申請書をお送りしていません
  - 平成28年度の住民税が課税されている人
  - 平成28年度の住民税課税者に扶養されていると思われる人
  - 未申告などにより住民税が確定されていない人
  - 平成28年1月1日において、生活保護を受給されていた人
- 申請書が送付されていなくても対象になることがあります
  - 一般的な制度に関する問い合わせは、給付金コールセンター専用ダイヤル 099-808-0767へ
  - 個人情報等を伴う問い合わせは、電話では対応できませんので、本人確認書類を持参の上、下記の本庁・各支所の窓口へ、直接ご相談ください
  - ※住民税の課税(申告)状況や扶養状況など、ご家族などへも確認の上、お問い合わせください

## Q & A

Q 自分が住民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

A 例えば、次のようなときには、基本的に住民税が課税されています。  
○ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されているとき  
○ご自身の給与や年金の収入が、左の参考1の非課税限度額を超えるとき

Q 基準日(平成28年1月1日)の翌日以降に鹿児島市に転入したときの給付金の支給はどうなりますか？

A 基準日(平成28年1月1日)に住民票のある市区町村から支給されます。具体的な申請手続きは、基準日に住民票があった市区町村へご確認ください。

Q 申請書を提出してからどのくらいで給付金が振り込まれますか？

A 申請書類に不備がなく、審査の結果、支給対象になったときは、申請書提出後、1カ月程度で指定の口座に振り込まれます(振り込みは10月3日以降)。

Q 基準日(平成28年1月1日)以降に生まれた人や死亡した人は給付金の対象になりますか？

A 基準日に生まれた人は給付金の対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた人は対象となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた人も、給付金の対象にはなりません。

## 相談窓口 ※申請受付は9月1日から

- 【本庁】○給付金支給事業事務局(本館2階講堂)  
 【各支所】○谷山支所総務課 ○伊敷支所総務市民課 ○吉野支所総務市民課 ○東桜島支所 ○吉田支所総務市民課  
 ○桜島支所総務市民課 ○喜入支所総務市民課 ○松元支所総務市民課 ○郡山支所総務市民課

給付金を装う「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください  
不審な電話や郵便があったときは、鹿児島市や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください